

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31—33)

別紙1

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	保健業務室長 野村 由美子			
施策の概要	公害に係る健康被害について、公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに、公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付、健康被害予防事業、公害保健福祉事業を行い、さらに環境保健施策基礎調査を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。				目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律	政策評価実施予定時期	令和元年6月			
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
1 公健法に基づく補償等の進捗	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償等を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。								
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
2 公害健康被害予防事業の参加者に対して実施するアンケートにおける事業満足度(5段階評価のうち上位2段階までの評価を得た回答者の割合)	-	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	(独)環境再生保全機構が公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき実施する公害健康被害予防事業については、同機構の第三期中期目標及び第三期中期計画に基づき各種事業が実施されているところ。当該計画においては、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにすることが目標として設定されており、これを達成することにより参加者のニーズに合った効果的な事業の実施に努める。	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
3 各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業(公害保健福祉事業)に参加した延べ人数の被認定者数に対する割合	-	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	80%	公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき実施する。当該事業に参加した者の延べ人数の割合が被認定者数の80%を超えるような事業を実施することにより、被認定者の参加を促進し、健康の回復・保持・増進に努める。	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
環境保健施策基礎調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得ることで信頼性のある調査を実施する。
4					85,882人 83.37%	84,105人 84.14%	83,279人 85.20%	83,265人 85.60%	(集計中)	-		
環境保健施策基礎調査の着実な実施(調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査))	-	-	60,000人及び75%	-	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	60,000人及び75%	中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。60,000人以上の調査対象人数を得る事及び75%以上の同意率を得ることで信頼性のある調査を実施する。
4					85,100人 87.31%	83,794人 85.07%	82,236人 86.78%	83,954人 85.10%	(集計中)	-		
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号					
	28年度	29年度	30年度	31年度								
(1) 公害健康被害補償基本統計調査(平成7年度)	5 (4)	5 (4)	5 (4)	5	1	<p><達成手段の概要> 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の更新、制度離脱状況等及び補償給付関係項目を更新整理し、公害認定患者に関する基礎資料を得る。</p> <p><達成手段の目標> 公害健康被害補償制度の今後の運営のため、被認定患者数及び補償費用等の変動推移を更新整理した基礎資料を元に、被認定患者数及び補償費用の将来推計等を行い、認定患者の補償を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法の被認定者への次年度の補償給付額確定、賦課金所要額の算定根拠となり、公害健康被害補償制度の安定的な運営に寄与。</p>	249					
(2) 公害健康被害補償給付支給事務費交付金(昭和49年度)	1,096 (1096)	1,098 (1098)	1052 (1,052)	1,075	1	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。</p> <p><達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。</p>	251					
(3) 公害健康被害補償基礎調査費(昭和51年度)	14 (12)	11 (10)	11 (10)	11	1	<p><達成手段の概要> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害診療報酬の審査及び支払い状況について抽出集計し、療養給付の実態を把握し、各自治体へ還元する。</p> <p><達成手段の目標> 不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公健法に基づく公正な補償、円滑な制度運営に資する。</p>	253					
(4) 自立支援型公害健康被害予防事業補助金(平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200 (200)	204	1	<p><達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。</p> <p><達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。</p>	254					

(5) 公害保健福祉事業助成費 (昭和49年度)	44 (37)	43 (36)	41 (35)	41	1	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。</p> <p><達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。</p>	252
環境保健施策基礎調査 (環境保健サーベイランス (6) 調査費(健康影響等調 査)) (平成8年度)	192 (177)	187 (170)	178 (167)	176	4	<p><達成手段の概要> 地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について調査するもの。中公審答申及び公健法改正時の附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められている。</p> <p><達成手段の目標> 60,000人以上の調査対象人数と75%以上の同意率を得ることで信頼性を確保した調査を滞りなく実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて当該調査を確実に実施し、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係について観察し、必要に応じて所用の措置を早期に講ずることにより、被害の未然防止に資する。</p>	250
イタイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 (平成13年度)	34 (34)	34 (34)	34 (34)	35	1	<p><達成手段の概要> イタイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> イタイタイ病や慢性カドミウム中毒に関する質の高い研究による科学的知見の充実。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> カドミウムによる健康影響を当該研究により解明し、イタイタイ病や慢性カドミウム中毒の特徴を把握することにより、被害の未然防止や健康確保に資する。</p>	293
イタイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査 (昭和47年度)	42 (37)	39 (31)	39 (32)	40	1	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康調査を通じたカドミウムや砒素の健康影響の把握等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の把握、軽減。イタイタイ病に関する情報収集・発信。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査することにより汚染地域住民の健康状態の適切な管理等を実施する。</p>	294
自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付 (昭和49年度)	7,815 (7,809)	7,616 (7,610)	7,361 (7,359)	7,279	1	<p><達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。</p> <p><達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 公害健康被害の被認定者に関する補償給付等の費用に充てるための納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する額を交付することで、公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。</p>	255
施策の予算額・執行額	9,442 (9,406)	9,233 (9,193)	8,921 (8,893)	8,867	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-34)

別紙1

施策名	目標7-2 水俣病対策				担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課 特殊疾病対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境保健部特殊疾病対策室 長 佐々木 孝治				
施策の概要	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者等の救済対策、水俣病発生地域の医療・福祉対策及び再生・融和・振興施策を推進するほか、水俣病に関する総合的研究を行うなど、水俣病問題の解決に資する施策を実施する。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	水俣病患者等への補償給付、水俣病発生地域の医療・福祉の充実と再生・融和・振興の推進等を通じ、水俣病問題の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境をつくる。				目標設定の考え方・根拠	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成21年法律第81号)及び同法に基づく「救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)		政策評価実施予定時期 令和元年6月				
測定指標	目標値		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
	目標年度											
1 水俣病患者等に対する療養費の支給の進捗状況	水俣病患者等に対する療養費を着実に支給		「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」(平成12年2月8日閣議了解)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)及び「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づく療養費の給付等により、水俣病患者等の補償・救済を推進。									
測定指標	基準	目標	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
	基準年度	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)									
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
2 水俣市の観光入込客数の増加	510,360人	29年度	560,000人	令和4年度	469,000	472,000	475,000	475,000	481,000	481,000	560,000	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づき、水俣病発生地域の地域振興を推進。 ・令和4年度までに地域振興施策を通じて、観光入込客数を平成29年度比10%増を目標。 (第6次水俣市総合計画(策定中))
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成31年 行政事業レビュー 事業番号		
	28年度	29年度	30年度	31年度								
(1) 水俣病総合対策関係経費(昭和49年度)	11,956 (11,155)	11,738 (10,946)	11,178 (10,676)	11,207	1, 2	<達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病被害者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策、再生・融和対策(もやい直し)及び地域振興を推進する。 <達成手段の目標> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 水俣病発生地域の地域振興:観光入込客数 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。				256		
(2) 水俣病対策地方償還費(平成12年度)	2,828 (2,828)	3,392 (3,392)	973 (973)	0	1	<達成手段の概要> 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 <達成手段の目標> 県債の償還率:100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。				257		
(3) 【9-3再掲】水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)	40 (37)	40 (39)	40 (37)	40	1	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標> 訴訟に必要な科学的知見、社会学的知見の収集:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。				291		
(4) 【9-3再掲】国立水俣病総合研究センター調査研究(昭和53年度)	625 (592)	617 (559)	526 (463)	523	1	<達成手段の概要> 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究の実施。 <達成手段の目標> 国内外で過去に水銀汚染によって引き起こされた健康被害・環境汚染の解決及び将来的な発生防止:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病発生地域に対する化学的アプローチによる情報発信、及び途上国支援を中心とする水銀管理技術の移転による国際貢献。				292		
施策の予算額・執行額	15,449 (14,612)	15,787 (14,936)	12,718 (12,149)	11,770	施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)							

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省31-35)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				担当部局名	環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 長谷川 学					
施策の概要	石綿による健康被害の救済に関する法律(以下、「石綿法」という。)に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				政策体系上の位置付け	施策7 環境保健対策の推進							
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害に関する調査研究を推進する。				目標設定の考え方・根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)第1条、第80条	政策評価実施予定時期	令和元年 6月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		32年度	
1 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	173日	平成18年度	120日(平成18年度の3割減)	-	120日	120日	120日	120日	120日	120日	120日	120日	・石綿による健康被害の迅速な救済を図るためには、認定業務に係る期間を短縮することが重要であり、療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数を指標として選定。 ・これまで、事務手続きの効率化・必要な提出書類に関する医療機関への周知等により、平成18年の石綿健康被害救済制度発足当時の平均処理日数の2割減を維持するよう目標を設定してきたところ。平成26年度以降は、これらの取組みを着実に実施することにより、制度発足当時の平均処理日数の3割減を維持するよう目標を設定。
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)						測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
					27年度	28年度	29年度	30年度	31年度				
2 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の進捗	-	-	健康管理の事業化等を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討を行う。	平成31年度	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	健康管理の事業化を見据えた実務的な課題の抽出及び対応方策等に関する調査・検討	石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の取りまとめ	/	/	/	・石綿法制定時の附帯決議で、石綿にばく露した可能性のある周辺住民に対する健康相談及び問診の実施や、医学的に必要と認められる住民に対する定期的な経過観察等、健康管理対策を図るよう努めることとされているほか、石綿の健康影響に関する検討会報告書で、平成27年度以降は、従来のように、データ収集を主な目的とする調査ではなく、健康管理の実施に伴う課題等を検討するためのフィジビリティ調査として位置づけることが考えられるとされていることから、指標として選定。
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								
3 石綿健康被害救済小委員会報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の進捗	報告書に沿った必要な調査や措置の実施			平成33年度	・石綿健康被害救済小委員会において、平成28年12月に取りまとめられた報告書「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において、「現行制度の評価・検討の中でいくつかの論点も指摘されたことから、それぞれの論点について今後の方向性を提示した。今後、こうした方向性に沿って必要な調査や措置が可及的速やかに講じられ、5年以内に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行うことが必要である。」とされたため。								
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号						
	28年度	29年度	30年度	31年度									
(1) 石綿問題への緊急対応に必要な経費(平成18年度)	696 (589)	706 (605)	713 (601)	686	1, 2, 3	・(独)環境再生保全機構への交付金により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく救済給付の支給に係る認定業務等を実施。 ・各種調査・研究の実施により医学的判定の迅速化等に資するよう、石綿健康被害に関する知見等を収集。 ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査の実施により、健康相談及び問診の実施や定期的な経過観察等、健康管理対策を図る。 ・これらにより、石綿健康被害救済制度を着実に運用するとともに、被害者及び遺族の迅速な救済を実施。	258						
施策の予算額・執行額	696 (589)	706 (605)	713 (601)	686	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち 主なもの)								

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31—36)

別紙1

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				担当部局名	環境保健部環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀬川 恵子				
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。				目標設定の考え方・根拠	国民に健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子について調査研究を行う。		政策評価実施予定時期	令和元年6月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
1 黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	1回	25年度	1回	33年度	1	1	1	1	1	1	—	黄砂や花粉症等の普及啓発資料に関して毎年1種類以上を改訂する。
					2	1	1	2	1	/	/	
2 熱中症の普及啓発の進捗度(熱中症啓発資料の配布数)	1,343千部	24年度	4,500千部	32年度	—	—	—	—	—	—	4,500	環境省が発行している熱中症対策の普及啓発資料に対する自治体からの希望数を指標とすることで、全国の自治体がどの程度関心をもって対策を行おうとしているかが把握できる。
					2,539	3,132	3,277	3,313	4,413	/	/	
3 熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)	89.8%	25年度	100.0%	32年度	—	—	—	—	—	—	100%	自治体に対して、暑くなる前からの熱中症対策を実際にどの程度行っているかを指標にすることで、環境省が自治体等に対して行っている啓蒙活動の定着が把握できる。
					99.2%	100%	98.6%	95.5%	92%	/	/	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成31年 行政事業レビュー 事業番号	
	28年度	29年度	30年度	31年度								
(1) 環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎調査	22 (20)	21 (17)	19 (14)	19	1	<達成手段の概要> 花粉の飛散や黄砂の健康影響についての調査・研究を実施する。 <達成手段の目標> 花粉の飛散や黄砂の健康影響の有無等について調査・研究を通じて、国としてどのような対応が必要が検討が進む。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 調査研究の有効性及信頼性が上昇させる。					0259	
(2) 熱中症対策推進事業	80 (75)	64 (57)	62 (52)	139	2.3	<達成手段の概要> 熱中症対策に関するマニュアルやリーフレット等の作成・配布、講習会の実施等を通じて、自治体等で熱中症対策を早期から開始してもらう <達成手段の目標> 全ての自治体が暑くなる前から市民に向けた熱中症対策を継続して実施する <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 必要な普及啓発資料の作成や配布、なるべく早い時期に講習会を開催すること等を通じて、自治体の取組を支援する。					0295	
施策の予算額・執行額	102 (95)	85 (74)	81 (66)	158	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定) ※熱中症	